

薬 局 開 設
薬 局 製 剤 製 造 販 売 業 許 可 更 新 申 請 書
薬 局 製 剤 製 造 業

許 可 番 号 及 び 年 月 日		第 号 年 月 日		
薬局、主たる機能を有する 事務所及び製造所		名 称		
		所在地		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
許 可 の 種 類 ・ 区 分		薬局製剤製造販売業・薬局製剤		
製 造 所 の 構 造 設 備 の 概 要		薬局等構造設備規則第 1 1 条のとおり		
(法人にあつては)薬事に関する業務 に責任を有する役員の氏名				
総 括 製 造 販 売 責 任 者 及 び 管 理 者		氏 名	資 格	
		住 所		
に 申 請 者 に 責任を有する役員を含む。の 欠 格 条 項	(1)	法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者		
	(2)	法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者		
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3 年を経過していない者		
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者		
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者、製造販売業者及び製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
	(7)	薬局開設者、製造販売業者及び製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		
備 考		TEL FAX		

薬 局 開 設
上記により、薬 局 製 剤 製 造 販 売 業 の許可の更新を申請します。
薬 局 製 剤 製 造 業

令和 年 月 日

住所 法人にあつては、主
たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

(宛先) 高槻市長